

第2 具体的な取組

1 想定される被災シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように時系列的に多岐にわたる被災シナリオを想定し、それに応じた対策を進めることとしています。

また、揺れや津波等による様々な事象や様相をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表される

南海トラフ沿いで異常な現象が発生し、南海トラフ地震の発生確率が相対的に高まったと判断された場合、気象庁から臨時情報が発表されます。

臨時情報を生かし、適切な防災対応を行えば、多くの人命を守ることができます。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
南海トラフ地震臨時情報が発表される	臨時情報の発表を県民が適切に受けとめる	臨時情報についての理解を深める啓発	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
	避難が必要な方は避難する	県・市町村のマニュアル等の見直し	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
		住民避難訓練の実施	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
		個別避難計画の作成、訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進
	学校等は臨時情報に適切に対応する	対応方針の策定及び周知	2-2	学校等の防災対策
	事業者等は臨時情報に適切に対応する	地域津波避難計画の見直し	2-12	津波からの避難対策の促進
事業者の地震対策計画の見直し		2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	

(2) 地震発生から概ね1日以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
強い揺れが発生する	地震の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	2-1	地域の防災体制の強化

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(建物が倒壊し、被災する) (室内の転倒落下物で被災する) (ブロック塀など屋外設備等の転倒落下で被災する)	自らが身を守る	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
	建物の倒壊を防ぐ	住宅の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進	
		庁舎の耐震化	2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	
		学校施設、幼保施設の耐震化	2-7	学校等の耐震化の促進	
		医療施設、社会福祉施設の耐震化	2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	
		事業者施設の耐震化	2-9	事業者施設の耐震化の促進	
	室内の安全を確保する	家庭における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
		学校施設における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
		幼保施設における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
	自らが危険なものから離れる	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		屋外設備等の転倒落下を防ぐ	住宅のブロック塀対策	2-10	ブロック塀対策等の促進
			保育所・幼稚園のブロック塀対策	2-10	ブロック塀対策等の促進
市町村立小中学校のブロック塀対策			-	第5期完了	
私立学校のブロック塀対策			-	第4期完了	
県立学校のブロック塀対策			-	第3期完了	
揺れにより土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する (土砂ダムが発生する) (孤立集落が発生する)	危険な区域を知る	土砂災害のおそれのある箇所の周知	2-23	土砂災害対策の促進	
	発災を未然に防ぐ	土砂災害対策の推進	2-23	土砂災害対策の促進	
		ダムの耐震化	2-24	ダムの地震対策の促進	
		ため池の耐震化	2-25	ため池の地震対策の促進	
	安全な場所に避難する	学習会、避難訓練の実施	2-23	土砂災害対策の促進	
	輸送手段を確保する	輸送手段の整備	3-16	孤立対策の促進	
	連絡手段を確保する	連絡手段の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
液状化や地盤沈下が発生する (道路が被災し避難できない)	被災を防ぐ	堤防等の液状化対策や排水機能を整備	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	
			2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	複数の避難路を確保する	避難訓練の実施	1-2	県民の防災教育、訓練	
		対策優先路の検討や避難可否の判断、液状化対策の検討	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
大きな津波が発生する	事前に避難する	高台移転を検討	2-20	高台移転に向けた取組	
	津波の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	-	第4期完了	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(観光客など地理に不案内な人は避難場所が分からない) (避難路が閉塞する) (避難場所が被災して使えない) (避難が間に合わない)	自らが率先して避難する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
	避難路・避難場所を確保する	避難路・避難場所の整備	2-13	津波避難路・避難場所の整備
	適切な避難場所に誘導する	旅館ホテルなどの津波防災対策マニュアルの策定	2-12	津波からの避難対策の促進
		観光地に誘導看板を設置	-	第3期完了
		観光ガイド団体による避難訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進
	避難路の安全を確保する	対策の必要性の啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
		現地点検の実施	-	第3期完了
		ブロック塀の撤去、整備	2-10	ブロック塀対策等の促進
		避難路の安全確保対策の実施	2-14	避難路・避難場所の安全確保
	避難場所の安全を確保する	避難場所の整備	2-13	津波避難路・避難場所の整備
津波を防ぎ避難時間を確保する	防波堤の整備・改良(港湾)	2-15	重要港湾の防波堤等の整備	
	堤防の耐震化(海岸)	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	
	堤防の耐震化(河川)	2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	排水機場の耐震化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	陸こう等を常時閉鎖	2-18	陸こう等の常時閉鎖の促進	
(海上航行中の船舶が被災する)	海上航行中の船舶が適切な避難行動をとる	漁業従事者等への啓発	2-12	津波からの避難対策の促進
(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	流出防止対策	2-19	津波による漂流物対策の推進
(津波火災が発生する)	石油・ガス等を流出させない	石油・ガス等の流出防止対策	2-22	燃料タンク等の安全対策の推進
火災が発生する	出火、延焼を防ぐ	出火、延焼防止対策	2-21	市街地における火災対策
	早期に消火する	地域の防災力向上	1-4	防災人材の育成
		資機材の整備	3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)
安全な場所に避難する	避難路の安全確保対策の実施	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
初動対応が遅れる	迅速に初動体制を整える	迅速な災害対策本部・支部設置体制の構築	-	南海トラフ地震応急対策活動要領により対応
			-	災害対策本部事務局運営マニュアルにより対応
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備
		迅速な保健医療調整本部・支部設置体制の構築	-	医療救護計画により対応

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
要救助者が多数発生する	早期に救助救出する（近隣住民など地域の方）	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		地域の防災力の向上	1-3	自主防災組織の活性化	
			1-4	防災人材の育成	
	早期に救助救出する（応急活動機関）	防災体制の強化	2-1	地域の防災体制の強化	
		応急活動体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備	
		活動拠点の整備	3-8	総合防災拠点の整備	
地域地域で負傷者が多数発生する (負傷者が医療機関に殺到する)	医療機関の被災を防ぎ機能を維持する	医療施設のBCP策定、資機材整備	2-3	医療機関の防災対策	
	負傷者の応急手当をする	応急手当を県民に普及	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	負傷者を治療する	医療救護体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	負傷者の受け入れ体制を整える	負傷者受け入れ体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
被災者が多数発生する (帰宅困難者が多数発生し、避難所の想定人数を超える避難者が殺到する)	避難所を開設する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
		避難所運営マニュアルの整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	帰宅困難者の一時滞在施設を開設する	帰宅困難者への広報体制の構築	-	災害対策本部事務局運営マニュアルにより対応	
		一時滞在施設の確保（避難所の拡充）	3-19	避難体制づくりの促進	
		帰宅の支援	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
要配慮者が被災する (津波から逃げ遅れる) (避難所にたどりつく) (重点継続要医療者が被災し、治療が中断する)	浸水区域外で生活する	高台移転を検討	2-20	高台移転に向けた取組	
	要配慮者の避難を支援する	個別避難計画の作成、訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進	
		学校等施設での避難の実効性の確保	2-2	学校等の防災対策	
		病院施設での避難の実効性の確保	2-3	医療機関の防災対策	
		社会福祉施設での避難の実効性の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		要配慮者の避難先を確保する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進
	要配慮者の受入先の人員を確保する	福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		一般の避難所における要配慮者対応の充実	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		応援職員等の受援体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
	自ら（家族を含む）が初期対応を行う	重点継続要医療者自身への啓発	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
		速やかに患者を救護し、搬送する	重点継続要医療者救護体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
				3-25	要配慮者の支援体制の整備
道路交通網が混乱、途絶する	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(孤立情報の把握に時間を要する)	孤立情報を関係機関と迅速に共有する	道路啓開情報を共有するためのシステムの構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
(大規模な交通渋滞が発生する)	緊急輸送路を確保する	緊急輸送路の確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保
海路が寸断される	港湾、漁港施設の被災を防ぐ	港湾施設等の耐震化	3-2	海上における緊急輸送の確保
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-2	海上における緊急輸送の確保
ライフラインが停止する (停電が続く) (断水が発生する)	ライフライン施設の被災を防ぐ	ライフライン施設の防災対策	3-12	ライフライン対策の促進
	早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
		代替手段の確保	3-12	ライフライン対策の促進
	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備 (応急活動拠点)	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
		自家発電機の整備 (病院)	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
		燃料の備蓄	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
	備蓄した水等を供給する	水の備蓄、浄水装置の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		水の備蓄 (応急活動拠点)	3-11	応急活動のための食料・飲料水の備蓄
		水の備蓄、給水設備の整備 (病院)	3-18	災害時の医療救護体制の整備
		水道施設の被害状況を把握する	応急給水活動の実効性確保	3-12
文化財が被災する	文化財の被災を防ぐ	文化財の防災対策	2-26	文化財の耐震化の促進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進

(3) 地震発生から概ね3日以内

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動や、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
安否不明者等が多数発生する	安否不明者等の情報を集約し、公表する	公表実施体制の構築	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
		安否不明者等リストの作成手順書等の整理	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
		関係機関との訓練の実施	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
救助救出活動が必要となる	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-4	応急対策活動体制の整備
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築	2-1	地域の防災体制の強化
			3-4	応急対策活動体制の整備
			3-5	応急対策活動体制の整備 (消防、警察)

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(救助されるべき負傷者が多数発生する)			3-7	市町村の業務継続体制の確保	
		ヘリ運航体制の構築	3-10	ヘリ運航体制の整備	
	県外等からの応急救助機関を受け入れる	受援体制の整備		3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
				-	応急救助機関受援計画で対応
				-	航空部隊受援計画で対応
	医療救護体制を整える	医療救護体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	DMATなど医療救護チームを受け入れる	医療救護チーム受援体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
医療従事者を地域に搬送する		3-18	災害時の医療救護体制の整備		
重傷者を搬送する	広域搬送体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備		
応急活動(救助救出以外)が増える	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-4	応急対策活動体制の整備	
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備	
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築		2-1	地域の防災体制の強化
				3-4	応急対策活動体制の整備
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備	
	県外等からの応援を受け入れる体制を整える	受援体制の構築	3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備	
		応急対策活動要領に基づく所属マニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備	
	市町村へ職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保	
(応急活動従事者の食料等・休養スペースが不足する)	食料、水を確保する	職員用食料、水の備蓄	3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
	休養スペースを確保する	職員用休養スペースの確保	3-4	応急対策活動体制の整備	
遺体が発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-17	遺体対策の推進	
物資が不足する	水、食料などが不足する	水、食料の備蓄物資を供給する	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	物資配送体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
	流通備蓄を活用する	流通備蓄活用の事前準備	-	個別協定により対応	
	(被災者の服用薬が不足する)	医薬品を提供する	医薬品の備蓄	3-18	災害時の医療救護体制の整備
			医薬品集積所運営体制の整備	3-18	災害時の医療救護体制の整備
(プッシュ型支援対象品目(水、食料、毛布等)以外の物資の要望があがる)	要望のある物資を供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
トイレが使用できない	トイレを確保する	簡易トイレの備蓄	3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
避難所以外で避難生活をおくる	避難所を周知する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		避難所運営訓練の実施	3-19	避難体制づくりの促進	
要配慮者が避難生活をおくる	避難先を確保する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		一般の避難所における要配慮者対応体制の構築	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
(重点継続要医療者が避難生活をおくる)	要配慮者に配慮した避難所運営を行う	避難所運営マニュアルの整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	重点継続要医療者の治療継続を支援する	重点継続要医療者の支援体制構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応	
			3-25	要配慮者の支援体制の整備	
	腹膜透析患者が避難所等で腹膜透析ができるよう支援する	避難所において透析機材を備蓄	-	各市町村、施設管理者と個別協議により対応	
	(重点継続要医療者が避難所等に移動できない)	HOTステーションを福祉避難所等に開設する	HOTステーション設置場所の検討	3-25	要配慮者の支援体制の整備
		在宅療養が可能であれば、在宅療養生活を支援する	在宅療養生活支援方法の検討	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
		受入医療機関を確保し、搬送する	重点継続要医療者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
				3-18	災害時の医療救護体制の整備
	(県内の医療機関で重点継続要医療者に対応ができなくなる)	県外の受入先医療機関を確保する	県外病院との事前調整	3-18	災害時の医療救護体制の整備
		患者を県外に搬送する	重点継続要医療者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
交通網の寸断が続く	緊急輸送路を被災させない	緊急輸送路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
			3-2	海上における緊急輸送の確保	
	(交通網が混乱し移動できない)	緊急輸送路を啓開する	啓開活動体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
		緊急通行車両の指定を円滑に行う	緊急通行車両の確認手続きのルール化	-	第4期完了
安全で円滑な交通を確保する	交通対策訓練の実施	3-1	陸上における緊急輸送の確保		
災害廃棄物(がれき)が大量発生する	円滑な救助活動のために災害廃棄物を移動する	廃棄物処理手順の整理	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理	
ライフラインの停止が続く (停電が続く)	早期に応急復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進	
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-12	ライフライン対策の促進	
	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備(応急活動拠点)	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)	
		自家発電機の整備(病院)	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)	
	燃料の備蓄	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)		

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(断水が続く)	病院など重要施設を優先的に復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進	
	備蓄した水を供給する	水の備蓄 (病院)	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
		水の備蓄 (応急活動拠点)	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	応急給水活動を実施する	応急給水活動の実効性確保	3-12	ライフライン対策の促進	
集落の孤立が続く	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	連絡手段を確保する	連絡手段の整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	要救助者を救出する	救出手段の確保	3-10	ヘリ運航体制の整備	
	救出を待つ	水や食料の備蓄		1-1	県民への情報提供、啓発の促進
				3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	物資輸送手段を確保する	陸路での輸送手段を確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
海路での輸送手段を確保		3-2	海上における緊急輸送の確保		
空路での輸送手段の確保		3-10	ヘリ運航体制の整備		
浸水により避難ビル等で孤立する	迅速に救助・救出する	短時間で救出する体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備	
			3-5	応急対策活動体制の整備 (消防、警察)	
			3-10	ヘリ運航体制の整備	
	避難ビル等で一定期間過ごす	避難ビル等への備蓄や資機材の整備	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
正確な情報が被災者に届かない	正確な情報を迅速に提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備	
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
治安が悪化する	警ら活動を行う	警ら活動実施体制の構築	-	通常業務の中で活動を実施	
ボランティアが集まりはじめる	受け入れ体制を整える	ボランティアセンター運営体制の強化	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等	
大きな揺れに繰り返し襲われる	情報を迅速に周知する	迅速な情報周知手段の整備	2-1	地域の防災体制の強化	
	自らが身を守る	大きな揺れが繰り返す可能性があることを啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
	県民や観光客等の安全を確保する	学校施設 (避難所) の防災対策		2-2	学校等の防災対策
				2-7	学校等の耐震化の促進
				2-11	室内の安全対策の促進
		住宅の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進	
		文化財、観光施設の防災対策	2-26	文化財の耐震化の促進	
		迅速な避難体制の構築		2-12	津波からの避難対策の促進
			3-19	避難体制づくりの促進	
	(救助・救出活動が遅れる)	応急活動従事者の安全を確保し、迅速に救助・救出する	建物の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進
			2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	
			2-7	学校等の耐震化の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(道路啓開が遅れ、外部からの物資輸送が遅れる)		資機材を整備	2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
			2-9	事業者施設等の耐震化の促進
			3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)
	備蓄物資を供給する	備蓄の必要性の啓発 備蓄の増強	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
			3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
			3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	滞りなく物資を供給する	啓開活動体制の構築 緊急輸送路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
			3-1	陸上における緊急輸送の確保
		物資集積拠点の整備	3-2	海上における緊急輸送の確保
			2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進
3-8			総合防災拠点の整備	
円滑な物資輸送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築		
(公共交通機関の復旧が遅れる)	代替輸送手段を確保する	陸上交通路の確保体制を構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
(外部からの人的応援が遅れる)	早期復旧する	早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
	応援・受援体制を整える	応援・受援体制を構築する	3-7	市町村の業務継続体制の確保
3-9			県外からの応急救助機関の受入体制の整備	
(自宅等に戻った人や周辺住民が危険にさらされる)	住宅等の安全性を確認する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
(繰り返す揺れによりPTSDが生じる)	心のケア体制を整える	D P A T等の受援体制の構築	3-22	災害時の心のケア体制の整備
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進
県外のNPO等が支援を開始する	受け入れる体制を整える	NPO等支援団体の受入体制の強化	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

(4) 地震発生から概ね2週間以内

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
災害関連死が発生する	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	温かい食事を確保する	炊き出し用資機材の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	寝床を確保する	段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄			
	トイレを確保する	簡易トイレの備蓄			
(心身に不調が生じる)	見守り活動を行う	見守り活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進	
	保健・医療・福祉が連携した支援を行う	保健・医療・福祉の支援チーム体制の構築	3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備	
	児童のメンタルケアを行う	学校生活での心のケア体制(スクールカウンセラー)の構築	4-10	教育環境の復旧	
	被災者の健康を維持する	保健衛生活動体制の構築	保健師の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
			DWAT受援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			保健師の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
	口腔ケアを実施する	歯科保健医療活動体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	(栄養状態が悪化する)	被災者の栄養状態を整える	栄養・食生活支援活動体制の構築	-	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインで対応
			栄養・食生活支援活動の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
(透析患者の栄養状態が悪化する)	自らがカリウム、塩分摂取を控える	重点継続要医療者自身への啓発	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
(避難生活が長引く)	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	仮設住宅を迅速に準備する	応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給	
	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上	
	物資を安定して供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-14	燃料確保対策の推進(供給、輸送)	
(要配慮者の体調が悪化する)	要配慮者のケアをする	要配慮者支援体制の構築	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
			3-25	要配慮者の支援体制の整備	
(透析患者が県内で対応できなくなる)	広域搬送する(受入先の要請、搬送手段の確保等)	広域搬送体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
(衛生環境が悪化する)	防疫、消毒作業を実施する	防疫、消毒作業の迅速な実施準備	3-21	保健衛生活動の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
災害対応従事者が疲弊する	持続可能な活動体制を確立する	業務継続体制の構築	-	(県) 南海トラフ地震応急対策活動要領で対応
	県への応援職員を受け入れる	受援体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
	市町村へ職員を派遣する	受援体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備
遺体が多数発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
	遺体対応を実施する	仮埋葬地の選定	3-7	市町村の業務継続体制の確保
	仮埋葬を行う	仮埋葬地の確保	3-4	遺体対策の推進
	県外へ搬送し火葬する	広域火葬体制の構築	3-17	遺体対策の推進
ライフラインの停止が続く (自家発電機の燃料が切れる)	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-17	遺体対策の推進
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-4	応急対策活動体制の整備
	自家発電機に燃料を供給する	避難所等への燃料供給体制の確保	3-17	遺体対策の推進
トイレ不足が続く	簡易トイレ、仮設トイレを確保する	簡易トイレの備蓄	3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)
		仮設トイレの確保	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	し尿処理体制を整える	し尿処理体制の構築	3-19	避難体制づくりの促進
	下水道施設を早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-19	避難体制づくりの促進
物資が不足する (支援物資の仕分けに時間がかかる)※個人からの大量の支援物資が滞留する (孤立地域で物資が不足する) (在宅避難者などに物資が供給されない)	物資を安定的に被災者に届ける体制を整える	物資配送体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
	民間流通網を活用し物資を輸送する	代替手段の整備	3-12	ライフライン対策の促進
	効率的な仕分け体制を整える	避難所等への燃料供給体制の確保	3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)
	空路で物資を輸送する	へり離着陸場の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		へり運航の調整	3-19	避難体制づくりの促進
燃料が不足する	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-19	避難体制づくりの促進
大量の災害廃棄物が復旧の妨げになる	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	ペット保護体制の構築	3-16	孤立対策の促進
ボランティア活動が始まる	活動体制を整える	活動体制の構築	-	航空部隊受援計画で対応
	避難所外に避難している被災者を把握し、物資を安定的に届ける	避難所外避難者への支援方法の確立	3-19	避難体制づくりの促進
	保護体制を整える	ペット保護体制の構築	3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)
	災害廃棄物を迅速に処理する	災害廃棄物処理体制の構築	4-9	災害廃棄物 (がれき) の処理
	保護体制を整える	ペット保護体制の構築	3-28	ペットの保護体制の整備
	活動体制を整える	活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備
罹災証明書の発行が遅れる	住家被害認定調査を迅速に行う	調査員の育成	4-4	住家被害認定の体制整備
	市町村へ応援職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
義援金が集まり始める	義援金を受け入れ、保管、分配する	義援金管理体制の確保	-	(県) 災害義援金取扱要領、会計事務関連危機管理マニュアルにより対応
復旧活動が本格化する (各産業に甚大な被害が発生する)	復旧活動体制を整える	復旧活動体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
	農業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	林業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-14	林業の再興
	漁業・水産業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	商工業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-16	商工業の再興
	観光業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-17	観光産業の再興
	公共交通機関を早期再開する	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-2	交通基盤の整備
			4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
早期復旧体制の構築			4-2	交通基盤の整備
	代替輸送手段の確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
社会福祉施設や在宅サービス等が再開出来ない	早期に環境を整える	社会福祉施設のBCPの実効性の確保	4-12	要配慮者の生活環境の復旧
	職員や物資を確保する	社会福祉施設の相互応援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
避難者が自宅等を確認するため帰る	住宅等の安全性を確認する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
(自宅が損傷している)	被災住宅を応急修理する	応急修理に対応できる事業者の育成	4-7	住宅再建への支援

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
		相談体制の構築	4-7	住宅再建への支援
通電に伴い火災が発生する	家庭や事業所のブレーカーを落とす	感震ブレーカーの設置	2-21	市街地における火災対策
		通電火災の危険性を啓発	2-21	市街地における火災対策
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進

(5) 地震発生から概ね1か月以内

地震発生後2週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
災害関連死が増加する	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	トイレを確保する	仮設トイレの確保			
	し尿処理体制を整える	し尿処理計画の実効性確保			
	(先行きの不安や、これまでの疲労の蓄積により、心身の不調が深刻化する)	温かい食事を確保する	炊き出し用資機材の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		寝床を確保する	段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄		
		トイレを確保する	簡易トイレの備蓄		
(避難生活が長引く)	見守り活動を行う	見守り活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進	
	保健・医療・福祉が連携した支援を行う	保健・医療・福祉の支援チーム体制の構築	3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	
	被災者の健康維持を図る	健康維持支援体制の構築	DWAT受援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			要配慮者支援体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			生活支援体制を整える	生活支援体制の構築	3-26
	地域の医療機関の診療再開を支援する	医療機関への支援体制の構築	-	地域ごとの医療救護の行動計画により対応	
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備	
	災害対応業務従事者の支援を行う	業務継続体制の構築	-	(県)南海トラフ地震応急対策活動要領で対応	
	(避難生活が長引く)	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進
		住家被害認定を速やかに行う	住家被害認定の体制整備	4-4	住家被害認定の体制整備
仮設住宅を建設する		応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(避難生活の長期化により心身に支障をきたす)	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備
支援物資のニーズが細分化する	被災者のニーズを把握する	物資ニーズを把握する仕組みづくり	-	県物資配送計画で対応
	民間流通網を活用し物資を輸送する	民間事業者との事前協議	-	企業との協定により対応
ライフラインの停止が続く	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
学校が再開できない	教育環境を整える	学校早期再開の仕組みづくり	4-10	教育環境の復旧
	学校施設を避難所と共用する	学校側との事前協議	2-2	学校等の防災対策
生活再建に向けた情報が不足する	被災者一人ひとりに寄り添った情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		災害ケースマネジメント実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
正確な情報が被災者に届かない	正確な情報を迅速に提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備
地盤沈下した土地や低地の排水が進まない	浸水させない	堤防の耐震化	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進
	満潮時の繰り返し浸水を防ぐ	堤防の耐震化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進
	迅速な排水処理を行う	排水機場の耐震化・耐水化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進
ボランティア活動が本格化する	活動体制を整える	活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等
NPO等による支援活動が本格化する	NPO等の支援活動を調整する	ボランティア等と連携した活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

(6) 地震発生から概ね1か月以降

住宅再建や仮設住宅入居など県民の生活再建が本格化します。また、人口流出や産業の衰退を防ぐため、経済復興対策が重要になります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
多様な避難生活ニーズ、生活支援・再建ニーズが生じる	戸別訪問等により個別の課題や支援ニーズを把握し、支援に繋げる	災害ケースマネジメントの実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
災害弔慰金の申請受け付けが始まる	災害弔慰金等の支給に係る審査会を速やかに開催する	災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
住まいの復旧が進まない	住宅再建の支援をする	住宅再建支援体制の構築	4-7	住宅再建への支援

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
	被災住宅を復旧する	復旧に対応できる事業者の育成	4-7	住宅再建への支援
	被災住宅を撤去する	迅速な住家被害認定調査実施体制の構築	4-4	住家被害認定の体制整備
		がれきの早期処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
	仮設住宅やみなし仮設の入居手続きを円滑に行う	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
	土地の境界を復元する	地籍調査の実施	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
仮設住宅入居者や在宅避難者の孤独死等が発生する	仮設住宅や住宅避難者などの見守り活動や相談活動を行う	見守り活動や相談活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進
ライフラインの本格復旧が遅れる	早期に本格復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
企業活動が再開せず、生計に支障をきたす	早期の職場の再開(収入の安定)を図る	流通の早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
		事業の早期復旧体制の構築	4-13	農業の再興
			4-14	林業の再興
			4-15	水産業の再興
			4-16	商工業の再興
			4-17	観光産業の再興
生活再建に向けた情報が不足する	被災者一人ひとりに寄り添った情報を提供する	災害ケースマネジメントの実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
復興が進まない	復興方針を速やかに示す	復興方針(草案)の見直し	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
	復興手順を速やかに示す	復興手順書の見直し	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
		復興のための訓練	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
	復興計画を速やかに示す	事前復興まちづくり計画の策定	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
経済が停滞し、人口が流出する (農地が津波塩害等で使用できない) (営業許可等の権利の喪失により営業できない) (施設/設備の復旧に時間を要する)	事業を早期に再開する	早期再開の基盤を整備	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
	農地・農業用施設/設備の復旧支援	事前に復旧方法を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	農地を除塩する	除塩マニュアルの見直し	-	第3期完了
	権利の保全・緩和措置の実施	事前に必要な措置について検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			林業施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討
	4-14	林業の再興		

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(各産業の事業者が当面の資金繰り等に困窮する)	漁船・漁具の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	漁業・水産施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	商工業施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-16	商工業の再興
	観光資源/観光施設の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-17	観光産業の再興
	農業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	林業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-14	林業の再興
水産業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-15	水産業の再興	
商工業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-16	商工業の再興	
観光業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-17	観光業の再興	
(各産業の復興が進まない)	産業ごとの復興を図る	事前に復興に必要な取組を検討	4-13	農業の再興
			4-14	林業の再興
			4-15	水産業の再興
			4-16	商工業の再興
			4-17	観光産業の再興
(風評被害等により需要が減退する)	風評被害対策の実施	事前に必要な対策を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
(営業中断による市場・取引の喪失)	販路拡大、需要創出の支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
復興事業に暴力団が介入する	復興事業に暴力団を介入させない	暴力団を介入させない体制の構築	-	第3期完了

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
復興伝承の取組を行う	災害対応記録の作成、とりまとめを行う	災害対応に係る効率的な記録方法等の検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
	災害対応の検証を行い、記録誌を作成する	検証体制・方法等の研究	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し